

## ベビーゲート等の安全確保に係る今後の取組（提言案）

## 1 商品等の安全対策

## (1) 安全確保に向けた商品改善（製造事業者団体、製造事業者）

ベビーゲートの閉め忘れによる乳幼児の危険箇所への立ち入りや、ベビーゲート等の外れ、ベビーゲート等に挟まれる事故が多数確認されたことから、製品に対して以下のような安全対策強化を検討する。

## ア オートクローズ機能の一般化

- オートクローズ機能付きのベビーゲートの普及
- 機能が働く、扉を開閉する角度に制限があるベビーゲートは、角度制限について本体等に明記
- 機能が働く、扉を開閉する角度の制限をなくす検討

## イ ロック機構の検討

- 子供では解除しにくいロック機構の採用を検討
- オートクローズ機能との連動性の強化を検討
- 劣化や破損しにくいロック機構の検討

## ウ 耐衝撃性の向上

- SG基準に適合するレベルの耐衝撃性の採用を検討  
実験結果では、特に拡張パネルを装着するとつっぱり式の耐衝撃性が弱くなる結果であった。ただし、アンケートで「つっぱりでも家の壁が傷つく」という回答も多かったため、単純に耐衝撃性（つっぱり力）を強化すればいいというものでもない。
- つっぱり固定に代わる新たな固定方法の検討  
例えば設置部分を金具等で挟みこんで固定する方法等が考えられるが、設置場所が限られて汎用性が低下する問題もあり、課題が大きい。住環境に対応した固定方法を考える必要もあるので、製造事業者だけでなく、住宅製造事業者との協議が望ましい。

## エ ベビーゲート等の各所の隙間寸法の検討

- SG基準に適合するレベルの隙間寸法の採用を検討

## (2) 商品等への注意表記・説明事項の強化（製造事業者団体、製造事業者）

以下に示す警告表示については、取扱説明書と併せて、製品に直接表示することを検討する。

## ア つっぱり式ベビーゲート等の階段上への設置禁止

階段上での設置を禁止としている製品、または固定用カップ等を取り付けなければ階段上での設置を禁止している製品について、設置禁止の旨を製品の警告ラベルなどに表示することを検討する。

また、多くの消費者がつっぱり式ベビーゲート等を階段上に設置していたことから、他の項目よりも消費者の目につきやすい形の表示を検討する。

#### イ 適切な設置と設置状況の確認

取扱説明書に記載されている取付方法に合わせて適切に設置することに加え、ベビーゲート等が設置箇所からずれてきた場合などに、保護者が適切に設置し直す必要があることについて、ラベルなどで製品に直接明記することを検討する。

### (3) SG基準の改正の検討（認証団体、製造事業者団体、製造事業者）

- 拡張パネルの装着時の耐衝撃性（外れにくさ）強化の検討
- 現在NITEが策定中の乳幼児用製品（JIS原案を作成中の身体の挟み込みや部品の外れなど）に関する包括的な安全基準の取り入れを検討

### (4) 住宅側での設置環境による対策（住宅業界団体、住宅製造事業者）

- 台所の入り口や階段の上下など、ベビーゲート等の設置を前提とした住宅構造を検討
- 幅木がベビーゲート等の設置箇所に干渉しないように構造を工夫
  - ベビーゲート等のつっぱり固定の設置箇所に、ベビーゲート等が外れにくく、かつ家の壁に損傷が起きにくい壁材の採用を検討

## 2 消費者等の安全意識の向上

### (1) 保護者に向けた使用時の留意点の周知・注意喚起、具体的な使用方法の提案

（製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、国、都、消費者団体等）

乳幼児の安全の確保という観点を踏まえ、「ベビーゲート等の使用時の留意点」と「ベビーゲート等の使用の推奨」という2点について、消費者に周知する。

#### ア ベビーゲート等使用時の留意点の周知について

- ベビーゲート等の設置場所で起こった事故事例の情報提供

##### 【事故事例】

- ・ベビーゲート等が外れ、階段から転落した
- ・ベビーゲートが開放されており、台所でケガをした
- ・ベビーゲート等を乗り越えて転倒した
- ・兄弟姉妹がベビーゲート等を開け、乳幼児が通り抜けた など

- 適正な使用方法の周知

- ・つっぱり式のベビーゲート等の階段上の設置禁止
- ・ベビーゲート等が外れないようなつっぱり力で設置されているかの確認
- ・取り付けに緩みがないかなど、設置状況の定期的なチェックと見直し

- 使用対象年齢（24か月以内）までの使用徹底の周知

○子供自身への安全対策

- ・子供が小さいうちは、部屋で子供を一人にさせない
- ・子供だけ残して外出しない
- ・子供がベビーゲート等を乗り越えようとしたら止めさせる
- ・ベビーゲート等が設置されている場所（危険な場所）に子供を近づかせない

○保護者や兄弟姉妹などの家族への安全周知

- ・ベビーゲート等を開放したままにしない
- ・ベビーゲート等によって立ち入りを制限している場所へ乳幼児を入れない

イ ベビーゲート等の使用の推奨

○ベビーゲート等があれば防止できた事故事例の情報提供（階段の転落、台所での火傷など）

○特に階段や台所の事故のリスクを周知し、ベビーゲート等の使用を推奨

○SGマークの製品など、安全規格の認証を受けた製品の使用の推奨

(2) 関連事業者への普及啓発

（製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、国、都、消費者団体等）

保育園、幼稚園、乳幼児を受け入れている病院などに対して、上記に示すベビーゲート等の使用時の留意点や使用による安全の担保に関する情報を提示し、普及を促す。

(3) 事故情報報告の推奨

（製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、国、都、消費者団体等）

危害が発生した事故は消費者から一定数報告されていたが、ヒヤリ・ハット経験を含めた事故情報も、販売店、製造事業者、行政等に対して報告することを消費者に推奨する。また、製造事業者や行政等は、消費者が事故を報告しやすい環境の整備を進める。

3 事故情報収集と活用体制、共有体制の整備

(1) 業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用

（製造事業者団体、製造事業者）

消費者は危害を受けた場合には販売店や製造事業者、消費生活センターなどの行政に一定数の報告はしていたことから、以下のような安全対策強化を検討する。

○事故情報の収集体制の整備、安全対策推進への事故情報の活用

○事故情報の継続的な収集と商品改善等の効果についての定期的な検証

商品改善や生活様式の変化に伴い、使用実態も変わっていくことが想定されるため、情報収集・検証することで、更なる事故の未然・拡大防止につなげていく。

## (2) 事故情報の収集と情報共有への協力（国、都）

上記事故情報だけではなく、医療機関ネットワーク、東京消防庁などの事故情報や、独立行政法人製品技術評価基盤機構、独立行政法人国民生活センターや消費者庁に寄せられた消費者からの事故情報などと併せて、製造事業者などの関係主体が事故情報を共有することが重要であることから、国や都は事故情報の収集に協力する。